

山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の規定により市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、市町村が行う「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に基づく、別紙利用者支援事業母子保健型とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第2欄の区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村に対し、概算払いをすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第9条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（様式第6号）により通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- 4 承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、交付金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。